

平成19年8月定例教育委員会

開催日時 平成19年8月27日(月) 午後1時～午後2時55分

開催場所 茨城県教育委員会

出席委員	委員長	石渡 千恵子
	委員長職務代理者	和田 洋子
	委員	和田 芳武
	委員	大久保 博之
	委員	関 正樹
	委員(教育長)	稲葉 節生

事務局出席者については、別紙のとおり

議 事

1 協議事項

- 非公開 (1) 教職員の人事に係る協議について (義務教育課)
協議終了後、第42号議案として審議
- 非公開 (2) 教職員の人事に係る協議について (義務教育課)
協議終了後、第43号議案として審議
- 非公開 (3) 教職員の人事に係る協議について (義務教育課)
協議終了後、第44号議案として審議

2 議案事項

- 公開 第39号議案 平成19年度茨城県一般会計補正予算案に対する意見について (財務課)
- 公開 第40号議案 平成20年度使用県立学校教科用図書の採択について (高校教育課・特別支援教育課)
- 非公開 第41号議案 茨城県県立学校設置条例等の一部を改正する条例案に対する意見について (高校教育課)
- 非公開 第42号議案 教職員の人事について (義務教育課)
- 非公開 第43号議案 教職員の人事について (義務教育課)
- 非公開 第43号議案 教職員の人事について (義務教育課)

3 その他

- 非公開 (1) 県立高等学校再編整備の後期実施計画(平成20年度実施校)について (高校教育課)
- 公開 (2) 茨城県社会教育委員会議報告書について (生涯学習課)

非公開の議案等については、会議録は公開されません。

会議録

1 開 会

委員長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

第39号議案 平成19年度茨城県一般会計補正予算案に対する意見について

(財務課長) 当該条例案については、平成19年第3回茨城県議会定例会に補正予算案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会に対し、意見を求められているものです。

補正予算案の内容は、高校教育課所管の「原子力・エネルギー人材育成推進事業費」について、724万8千円の補正増を行うものです。

具体的な事業内容については、日立工業高校、水戸工業高校及び勝田工業高校の3校において、生徒に原子力への正しい知識の醸成等を図るため、東海第二原発等の原子力発電所等への見学会や工業科目に係る外部講師の講演、さらには原子力関連企業に就職しているOBによる職業講話などを実施するほか、教員に対しても原子力関連施設の見学会や原子力教育に欠かせない非破壊検査研修や放射線遮蔽実習などを実施するものです。

なお、これらの事業は国庫補助事業であり、平成23年度までの5年間で補助対象期間となっております。

【主な質疑・意見等】

(委員) 今回の補正額については、国から全額補助されるのですか。

(事務局) この事業は福井県と茨城県が補助の対象となっており、本県では10,000千円を事業費の限度としていることから、7,248千円の全額が国から補助されます。

第39号議案については、全員一致で可決されました。

第40号議案 平成20年度使用県立学校教科用図書の採択について

(高校教育課長) 県立学校教科用図書の選定については、5月の定例教育委員会において議決した「採択方針」及び県教育委員会で作成した「教科書調査研究資料」等を各学校に配付し、教頭・教務主任、教科書事務担当者及び各教科の代表者等で構成する校内選定委員会を設けて選定したところです。

選定の結果については、各学校から「教科用図書選定一覧表」及び「教科用図書選定理由一覧表」が県教委に提出されたため、7月4日から7月9日まで予備審査を行い、7月17・18日の2日間で本審査を実施した結果、各学校とも児童・生徒の実態を踏まえ、教科内容・系統性・発展性を十分に検討し、選定しているものと認められました。

なお、資料には4つの学校における選定状況を例示しておりますが、全県立学校分の選定一覧票等については、別冊のとおりです。

この選定理由一覧表は、各学校が選定したそれぞれの教科書について、児童・生徒の

実態等を考慮し、記述内容から体裁までの5つの観点により「A・B・C」の三段階で評価したものであり、教科書の優劣を評価したものではありません。

【主な質疑・意見等】

(委員) 教科用図書選定理由一覧表において、選定理由項目が5つ(アの記述の内容からオの体裁まで)あり、その多くが「A」と記載されていますが、一部の教科用図書においては、複数の項目で「B」となっているものもあるようです。これらの教科書を選定した理由はなんですか。

(事務局) 選定理由の項目欄に記載されている「A」又は「B」の記載は、教科書そのものの優劣を評価しているものではなく、当該校の生徒に対し、その教科書が適しているかどうかという観点で記載しているものです。

従いまして、一部の項目に「B」があっても、当該校の生徒の状況等を総合的に勘案した場合に、その教科書が一番適していると判断したものです。

(委員) 同じ教科書であっても、学校によって評価が違うということですか。

(事務局) 学校によって評価は異なります。

(委員) 使用する教科書を毎年替えるという学校もあるのでしょうか。

(事務局) 全くないとは言いきれませんが、学校の考え方が急激に変わることはないと思います。

(委員) 国の検定を受けている教科書の中から、各学校の生徒の現状に応じて、選定委員会で選定したものですから、特に問題はないと思われます。

第40号議案については、全員一致で可決されました。

その他(2) 茨城県社会教育委員会議報告書について

(生涯学習課) 本報告書は、平成17年7月から2年間、「個性豊かで活力のある地域社会形成とその担い手づくり～現代的な課題に対応する社会教育のあり方について～」をテーマに審議重ね、平成19年7月24日に教育長に提出されたものです。

報告書では、「地域社会の活性化」という現代的な課題に対し、活性化の主役となるための「人づくり」と、一人ひとりの力をつなぎ合わせ地域全体の力を高める「地域づくり」が、これからの社会教育の役割であるという認識のもと2つの具体的な提案がなされています。

1つは、これから大量に退職を迎える団塊の世代にスポットをあて、この世代の力を地域づくりに生かすために地域に集まれる場所を作ること。さらに活動を継続的・組織的にするために、できればビジネスとして起業すべきであること。

2つ目は、「学校」を地域活動への参加・参画の場とすること。「学校」におけるさまざまな支援活動を通して、地域の活性化に取り組むことを提案しています。そのためには、安全の確保などに教育委員会等の支援や制度の整備が望まれること、さらに、コーディネーターの養成を行政からの支援として第一にあげています。

【主な質疑・意見等】

(委員) 極めて抽象的な表現で報告書がまとめられているようですが、この報告を受けて、県として何か事業を展開していくのですか。

- (事務局) 県としては、今後の施策の中に人づくりや地域づくり的なものを実施していきたいと考えております。
- (委員) 社会教育委員会議では、地域社会における活動に関して提言を行っているのですか。社会教育という定義(概念)があまりはっきりしていないように思うのですが、社会教育委員会議には、生涯学習という観念はないのですか。
- 例えば、団塊の世代のたまり場をつくるですとか、学校教育と社会教育のコラボレーションによる地域づくり等は、そのもの自体が生涯学習であると思われるのですが、そのような研究や論議はないのですか。あくまでも社会教育という概念の中でまとめたものということですか。
- (事務局) 生涯学習については、生涯学習審議会で議論されておりましたので、今回の報告書は社会教育という概念の中でまとめたものです。
- (委員) 今回報告のあった社会教育委員会議の提言と生涯学習審議会の提言等は、今後どのようにしていくのですか。双方をひとつにまとめてはいかがでしょうか。
- (事務局) 社会教育委員会議と生涯学習審議会で検討している内容については、軸足は一緒であると考えておりますので、今後検討して参ります。

3 閉 会

非公開審議後、委員長から閉会の宣言がなされました。